

# 静岡県消防救急広域化推進計画

平成 31 年 4 月 1 日  
静 岡 県

# 目次

I	消防の広域化の推進に関する基本的な事項	1
1	消防の広域化の効果	
2	これまでの取組と評価	
3	更なる消防の広域化の必要性	
4	消防組織法における消防の広域化の基本的な考え方	
5	基本指針における市町村の消防の広域化の基本的な考え方	
II	消防の現況及び将来の見通し	4
1	県内消防本部の現況	
2	消防需要の動向	
3	消防の将来の見通し	
III	広域化対象市町の組合せ	11
1	広域化に関する本県の基本的な考え方	
2	広域化の基本原則	
3	広域化への視点	
4	広域化対象市町の組合せ	
IV	消防の広域化を推進するために必要な措置	15
1	広域化対象市町が行うべき事項	
2	広域化を推進するための県の体制整備等	
3	広域化を推進するためのスケジュール	
V	広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本事項	20
1	広域化後の消防の体制整備	
2	構成市町村等間との関係	
3	広域化後の消防の体制整備のために考えられる方策	
VI	市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	22
1	消防団との連携の確保	
2	市町の防災・国民保護担当部局との連携の確保	
VII	消防の連携・協力に関する事項	24
1	消防の連携・協力についての基本的な考え方	

# I 消防の広域化の推進に関する基本的な事項

## 1 消防の広域化の効果

災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、消防はそれを取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動態勢、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを克服するためには、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効とされています。

具体的には、広域化によって、消防力の強化による住民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化といった次のような効果が期待されています。

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

## 2 これまでの取組と評価

本県においては、消防の広域化に取り組んできたところであり、県消防救急広域化推進計画を初めて作成した平成 20 年 3 月の 27 消防本部から平成 28 年 4 月に 16 消防本部体制となったところであり、広域化を実施した消防本部からは、以下の効果が公表されています。

- ・ 現場への到着時間の短縮
- ・ 部隊の増強による現場活動の充実強化
- ・ 本部統合による現場要員の拡充
- ・ 職員の専任化
- ・ 消防車両等の柔軟な運用
- ・ 予防体制の充実
- ・ 人材育成、研修体制の充実
- ・ 従前の管轄区域を越えた合同訓練の実施 等

しかしながら、消防の広域化は一定の進捗が見られたものの、県内には管轄人口 10 万人未満のいわゆる小規模消防本部が平成 31 年 4 月 1 日時点で 5

消防本部あり、広域化への取組は道半ばであります。

### 3 更なる消防の広域化の必要性

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の総人口は、引き続き減少傾向にあり、さらに、年少人口と生産年齢人口の割合の低下、老年人口の割合の上昇が進むと予測されています。

このことは、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）の基準となる消防本部の管轄人口の減少とともに、高齢者の増加に伴う急病による救急出動の機会がさらに増加するという消防需給のギャップを示しています。

さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団の担い手不足の問題も懸念されています。

このような状況に鑑みると、消防の体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより一層の消防の広域化を推進することが必要であると考えます。

### 4 消防組織法における消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では、消防の広域化に関し、次の事項について定めています。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

消防の広域化は、住民サービスの一層の向上を図るために、消防体制を整備し、消防の対応力を高めようとするものであります。

このため、消防の広域化に当たっては、現行の消防署所の数を減らさず、消防本部の総務部門や通信指令部門の統合・効率化によって生み出された人員を、現場活動要員の増員や、救急・予防・火災原因調査等の要員への専任化に人員を振り分けることとしています。

また、消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されています。

消防団は、通常他の職業を持ち、災害時において地域に密着した消防防災活動を実施するという特性上、消防の広域化の対象には含みません。消防団については、従来から「消防力の整備指針」第37条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くことを原則としているところであり、これが維持されます。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではありません。

市町村がより広い区域において大きな規模で消防事務を処理するという意

味での消防の広域化には、市町村合併によるものと、市町村合併以外によるものがあります。市町村合併は、通常、消防の広域化を主目的として行われるのではなく、基礎的自治体である市町村のあり方そのものに関わる変更であり、消防の広域化はその結果として付随してくるものであります。消防組織法では、市町村合併以外による消防の広域化を推進することを目的としているため、本計画で定める消防の広域化に、市町村の合併によるものは含まれません。

## 5 基本指針における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

平成30年3月に改正告示された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成30年消防庁告示第8号）では、市町村の消防の広域化に関し、次の事項を定めています。

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- ③ 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準
- ④ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑤ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

消防の広域化は、不断に取り組んでいかなければならない課題ですが、相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等の発生の懸念も高まっていることから、一定の期限を区切って広域化に取り組むべきであるとされています。そのため、基本方針では、平成36年4月1日を期限とした「自主的な市町村の消防の広域化を推進する計画（以下「推進計画」という。）」の再策定が求められています。

また、広域化の規模については、一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害の対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましいとしています。その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点からいけば、概ね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当とされています。一方、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部等の地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少等の人口動態等の地域事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要であると定められています。

## Ⅱ 消防の現況及び将来の見通し

### 1 県内消防本部の現況

平成 31 年 4 月現在、16 の消防本部で県内 35 の市町を管轄しており、単独消防本部 9（9 市）、一部事務組合 6（11 市 10 町）、事務委託 1（3 市 2 町）で消防事務を実施しています。

#### ○県内消防本部一覧

消防本部	設置方法	構成市町	管内人口 (人)	管内面積 (km <sup>2</sup> )	消防職員数 (人)
1 静岡市消防局	静岡市に 2市2町が 事務委託	静岡市、島田市、 牧之原市、川根本町 吉田町	884,933	2,357	1,053
2 浜松市消防局	単独	浜松市	797,980	1,558	908
3 熱海市消防本部	単独	熱海市	37,544(※)	62	89
4 富士宮市消防本部	単独	富士宮市	130,770	389	165
5 富士市消防本部	単独	富士市	248,399	245	310
6 磐田市消防本部	単独	磐田市	167,210	163	203
7 掛川市消防本部	単独	掛川市	114,602	266	112
8 湖西市消防本部	単独	湖西市	59,789(※)	87	92
9 御前崎市消防本部	単独	御前崎市	32,578(※)	66	67
10 菊川市消防本部	単独	菊川市	46,763(※)	94	62
11 御殿場市・小山町 広域行政組合 消防本部	一部事務組合	御殿場市、小山町	107,575	331	151
12 袋井市森町 広域行政組合 袋井消防本部	一部事務組合	袋井市、森町	104,317	242	121
13 駿東伊豆消防本部	一部事務組合	沼津市、伊東市、 伊豆市、伊豆の国 市、東伊豆町、函南 町、清水町	425,850	921	620
14 志太広域事務組合 志太消防本部	一部事務組合	焼津市、藤枝市	283,067	264	256
15 下田消防本部	一部事務組合	下田市、河津町、 南伊豆町、松崎町、 西伊豆町	53,814(※)	506	118

16	富士山南東消防本部	一部事務組合	三島市、裾野市、 長泉町	205,114	227	250
計 16 消防本部				3,700,305	7,777	4,577

管内人口、面積は平成 27 年国勢調査結果、消防職員数は平成 30 年度消防庁現況調査結果から抜粋

(※)・・・小規模消防本部

人口規模別では、16 消防本部のうち、管轄人口 30 万人以上の消防本部は、静岡市消防局、浜松市消防局、駿東伊豆消防本部であり、管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部は 5 本部あります。

管轄人口が最も少ないのは、御前崎市消防本部で 3 万 2 千人余、管轄面積が最も狭いのは熱海市消防本部で 62km<sup>2</sup> です。

平成 29 年度の県内消防本部（消防団費を除く。）の予算額は合計 599 億円で、人件費が 6 割近くを占めています。

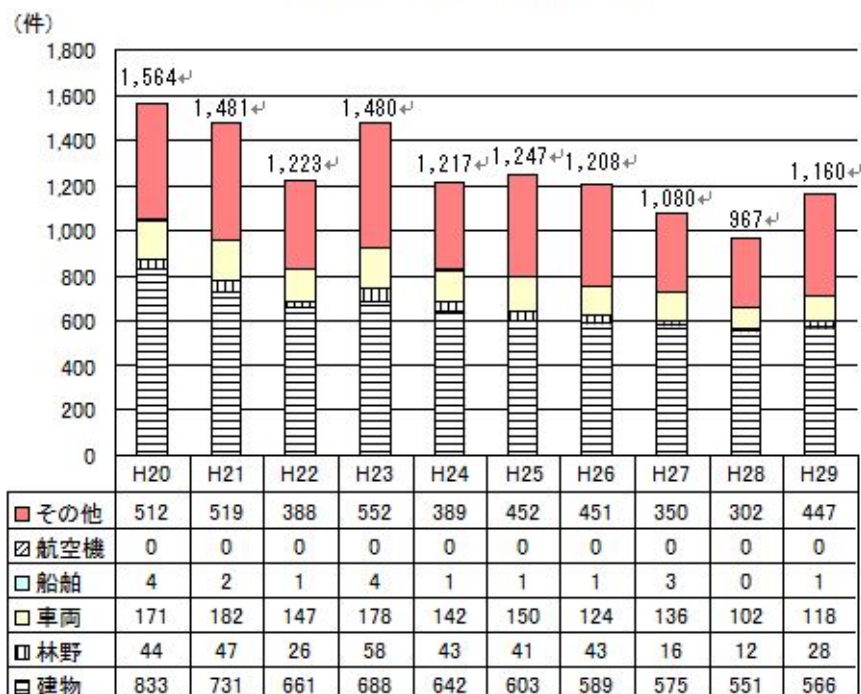
## 2 消防需要の動向

### (1) 消防の状況

#### ①火災種別出火件数

平成 29 年中の火災件数は 1,160 件であり、平成 20 年の 1,564 件と比較すると 404 件減少しています。

過去10年火災種別出火件数



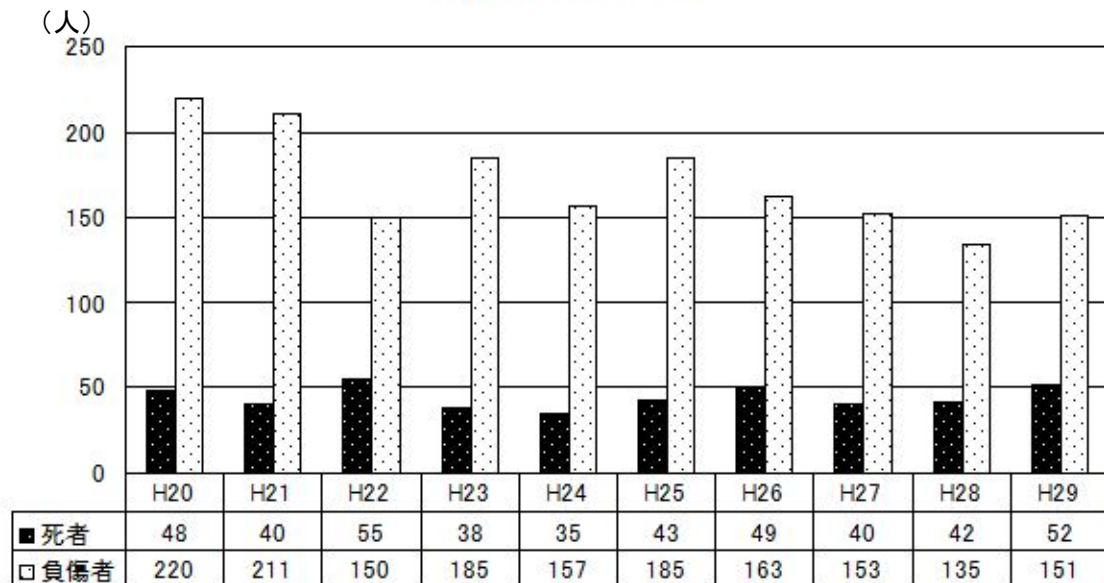
#### ②火災による死傷者数

平成 29 年中の火災による死者数は 52 人であり、平成 20 年の 48 人と比較して 4 人増加しています。

平成 29 年中の火災による負傷者数は 151 人であり、平成 20 年の 220 人

と比較すると 69 人減少しています。

過去10年死傷者数



## (2) 救急の状況

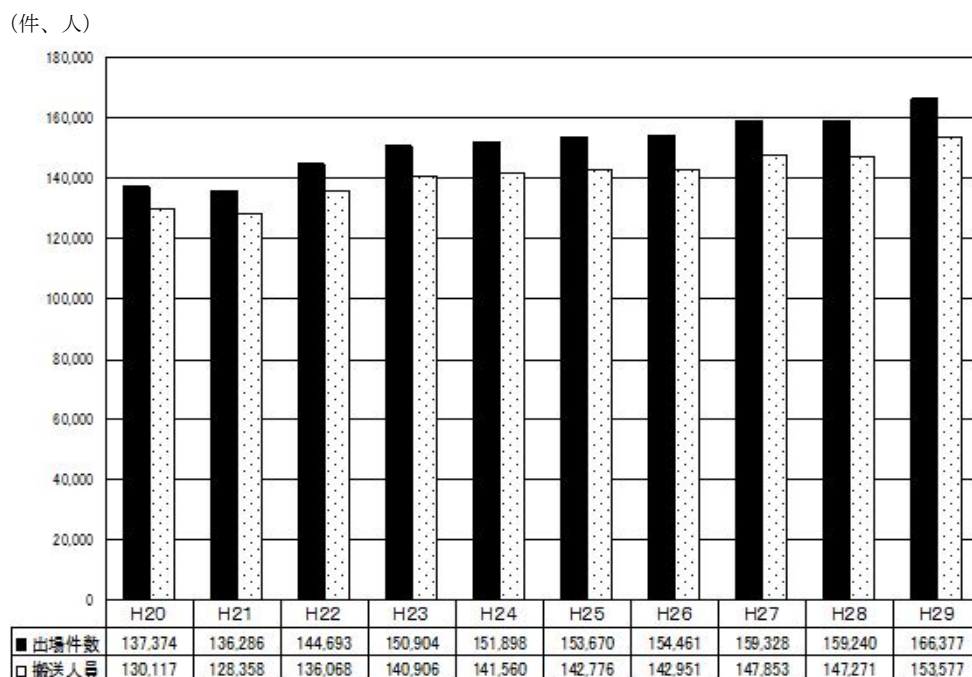
### ① 救急出動件数及び搬送人員数

平成 29 年の救急出動件数は 166,377 件で、平成 20 年の 137,374 人と比較して 29,003 件 (21.1%) 増加しています。

平成 29 年の搬送人員数は 153,577 人で、平成 20 年の 130,117 人と比較して 23,460 件 (18.0%) 増加しています。

救急出動件数及び搬送人員数は、高齢化の影響もあり増加傾向にあるため、広域化による「本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強」が必要不可欠です。

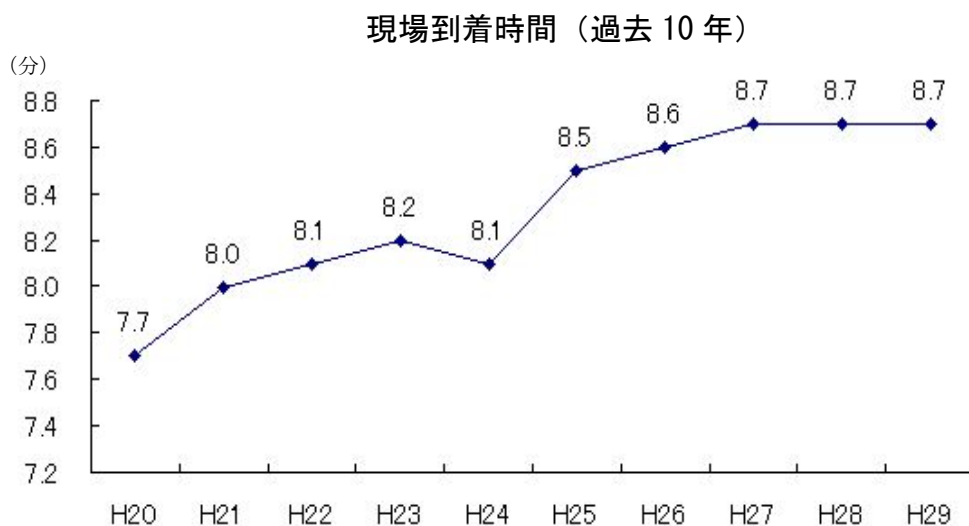
救急出場件数及び搬送人員(過去10年)





## ②救急自動車の現場到着平均時間

平成 29 年の救急自動車の現場到着平均時間は 8.7 分で、平成 20 年の 7.7 分と比較して 1 分延長しました。救急自動車の現場到着平均時間は、延長傾向にあるため、広域化による「消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮」が必要不可欠です。

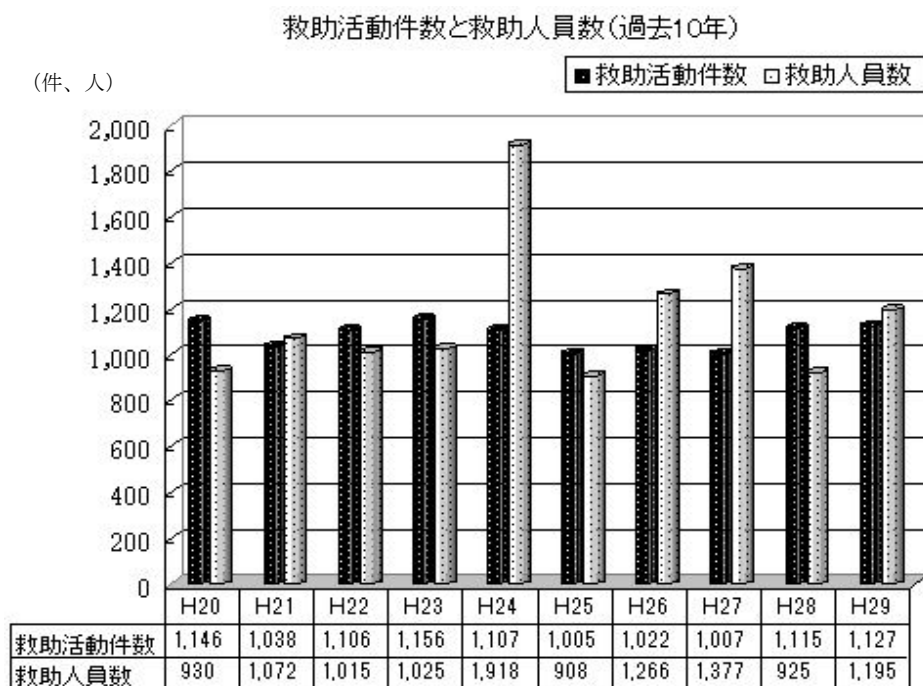


## (3) 救助の状況

### ①救助活動件数及び救助人員数

平成 29 年の救助活動件数は 1,127 件であり、平成 20 年の 1,146 件と比較して 19 件 (1.7%) 減少しました。

平成 29 年の救助人員数は 1,195 人であり、平成 20 年の 930 人と比較して 265 人 (28.5%) 増加しました。



## ②事故種別救助活動件数

平成 29 年の救助活動件数を事故種別で見ると、最も多いのは交通事故の 341 件で、全体の 30.3%を占めています。平成 29 年の建物火災による救助活動件数は 143 件であり、平成 20 年の 249 件から 106 件（42.6%）減少しています。

事故種別救助活動件数（過去 10 年）

(件)

事故種別等	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
救助活動件数	火災建物	249	131	153	167	167	137	127	141	152	143
	建物以外	69	13	63	90	63	61	71	66	70	83
	交通事故	421	413	401	392	387	363	366	315	341	341
	水難事故	69	95	79	108	88	62	73	86	90	91
	風水害等自然災害	2	1	1	14	7	9	15	3	0	5
	機械による事故	30	33	39	27	33	23	25	33	27	32
	建物等による事故	61	65	90	100	106	76	69	86	129	153
	ガス及び酸欠事故	12	10	14	4	6	5	4	3	7	2
	爆発事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の事故	233	277	266	254	250	269	272	274	299	277
	県計	1,146	1,038	1,106	1,156	1,107	1,005	1,022	1,007	1,115	1,127
対前年比	-	90.6%	106.6%	104.5%	95.8%	90.8%	101.7%	98.5%	110.7%	101.1%	

## 3 消防の将来の見通し

平成 20 年 3 月施行（平成 22 年 6 月改定）の静岡県消防救急広域化推進計画で整理した地域ごとの現状と将来の見通しは、次のとおりです。

### (1) 駿東伊豆地域

本地域は、駿東伊豆消防本部、富士山南東消防本部、下田消防本部及び熱海市消防本部の 4 消防本部で構成されており、平成 25 年 4 月に下田市、南伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町の 1 市 4 町を管轄とする下田消防本部、平成 28 年 4 月に沼津市、伊東市、伊豆の国市、伊豆市、東伊豆町、函南町、清水町の 4 市 3 町を管轄とする駿東伊豆消防本部及び三島市、裾野市、長泉町の 2 市 1 町を管轄とする富士山南東消防本部が先行して広域化されました。本地域の面積は 1,716km<sup>2</sup>、人口は 722,322 人であり、山地が海岸まで迫り急峻な地形の地域が多く、交通基盤が十分でないことなどにより、他地域との交流にも制約があること等から、安全で快適な生活を営むことのできる環境の整備が求められています。特に伊豆半島南部地域の医療については、高度専門医療施設の不在や特定診療科目の不足への対策が課題となっていることから、消防の財政基盤を強化し、安心・安全な地域づくりを進めるためにも、今後も引き続き、広域化を検討していく必要があります。

### (2) 岳南地域

本地域は、富士市消防本部、富士宮市消防本部の 2 消防本部で構成されており、平成 27 年 9 月に消防指令センターの共同運用を開始しました。

本地域の面積は 634km<sup>2</sup>、人口は 379,169 人であり、日本一の富士山を仰ぎ、長い海岸線を有する駿河湾を前面に擁しており、富士市及び富士宮市で 1 つの都市圏を形成しています。

消防指令センターの共同運用の開始により、両市の災害対応力の強化が図られ、広域化に近い体制が確立されていますが、必要に応じて更なる広域化を目指した検討を継続していくことが求められます。

### (3) 御殿場・小山地域

本地域は、御殿場市、小山町の1市1町を管轄する御殿場市・小山町広域行政組合消防本部のみで構成されており、面積は331km<sup>2</sup>、人口は107,575人です。広域化の対象地域ではありませんが、東名・新東名高速道路上の火災等に対応するためにも、県外の隣接する消防本部との消防の連携・協力について検討していく必要があります。

### (4) 静岡地域

本地域は、静岡市消防局のみで構成されており、平成28年4月に静岡市が島田市、牧之原市、川根本町、吉田町の消防事務を受託する形で広域化されました。本地域の面積は2,357km<sup>2</sup>、人口は884,933人であり、静岡市は、行政や学術、文化、商業において、本県の中心地となっており、中心市街地には、官庁街、オフィス街、商店街、飲食街などが形成されているほか、大学、専門学校等の高等教育機関や県立美術館、グランシップ、舞台芸術公園、草薙総合運動場などの文化・スポーツコンベンション施設が集積しています。島田市、牧之原市、川根本町、吉田町は、お茶を中心とした県内有数の農業地域です。

本県の中央部における地域の将来発展や道路などの地域整備、産業振興、健康福祉など住民に身近な行政を効率的に展開する上からも、消防力の一層の強化が期待されております。現行計画の広域化は既に完了していますが、必要に応じて更なる広域化を目指した検討を継続していくことが求められます。

### (5) 志太地域

本地域は、焼津市、藤枝市の2市を管轄する志太広域事務組合志太消防本部のみで構成されており、平成25年3月に広域化されました。

本地域の管轄面積は264km<sup>2</sup>、管轄人口は283,067人であり、お茶を中心とした県内有数の農業地域であるほか、近年、企業の進出が進み、ものづくり産業の集積地域となっています。

現行計画の広域化は既に完了していますが、必要に応じて更なる広域化を目指した検討を継続していくことが求められます。

### (6) 東遠地域

本地域は、掛川市消防本部、御前崎市消防本部、菊川市消防本部の3消防本部で構成されており、管轄面積は425km<sup>2</sup>、管轄人口は193,943人です。

平成 24 年 4 月に中遠地区と併せて消防指令センターが統合され、災害対応力の強化が図られたところですが、中山間地域では過疎化と高齢化が進行していることから、消防力の一層の強化を図るため、今後も引き続き、広域化を検討していく必要があります。

#### (7) 中遠地域

本地域は、磐田市消防本部、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部の 2 消防本部で構成されており、管轄面積は 406km<sup>2</sup>、管轄人口は 271,527 人です。

平成 24 年 4 月に東遠地区と併せて消防指令センターが統合され、災害対応力の強化が図られたところですが、中山間地域では過疎化と高齢化が進行していることから、消防力の一層の強化を図るため、今後も引き続き、広域化を検討していく必要があります。

#### (8) 西遠地域

本地域は、浜松市消防局、湖西市消防本部の 2 消防本部で構成されており、管轄面積は 1,645km<sup>2</sup>、管轄人口は 857,769 人であり、北部は急峻な南アルプス西南部の山間地帯、その中央部には天竜川とその支流が遠州灘へと流れ、そこに形成された平野に地域の中心的都市部が形成され、その西には浜名湖が広がっています。

本地域は、浜松市の中心市街地に行政や学術、文化、商業などの都市機能が集積しており、その郊外には地区ごとに市街地が形成されていますが、北部では過疎化と高齢化が進行しています。湖西市を中心とした浜名湖西岸地域では、鉄道駅を中心とした市街地が隣接する愛知県豊橋市まで続いています。今後も引き続き、広域化を検討していく必要があります。

### Ⅲ 広域化対象市町の組合せ

#### 1 広域化に関する本県の基本的な考え方

消防の広域化とは、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図るために、「市町村消防の原則」を維持しつつ、一部事務組合等の制度を活用して、常備消防の規模を拡大することです。

本県における消防の広域化の目指すところは、①住民サービスの向上、②人員配備の効率化と充実、③消防体制の基盤の強化であります。

「基本指針」では、消防の広域化について、一定の期限を区切って広域化に取り組むべきであるという考えから、平成30年度中に推進計画を再策定することが求められています。本県ではこれまで、平成19年度に「静岡県消防救急広域化推進計画」策定し、第1期（平成19年度～平成24年度）、第2期（平成25年度～平成29年度）を経て、消防の広域化に取り組んできており、今般、県の推進計画を改定することにより、平成31年4月1日から平成36年4月1日までの5年間で、消防の広域化の一層の推進を図ります。広域化対象市町の組合せの検討に当たっては、管轄面積の広狭、交通事情等の地理的条件や広域行政、地域の歴史等の地域の事情に対しても十分な考慮が必要ですが、広域化によって消防の対応力が高まり、消防力が強化される点が最も重要視されるべきです。

なお、将来的には、最もスケールメリットが働き、理想とされる1県1消防本部（1指令）を目指して、検討を継続していく必要があります。

#### 2 広域化の基本原則

##### （1）消防の管轄区域を越えた生活圏の拡大

交通網の発達やインターネット等の情報通信ネットワークの整備により、住民の生活圏は拡大し、ライフスタイルも変化しています。

一方、市町村合併により消防の管轄区域が広域化した地域もありますが、住民の生活圏が一体化しているにも関わらず、依然として消防の管轄区域が変わっていない地域も存在しています。

住民に身近な行政サービスを提供する消防の管轄区域は、可能な限り住民の生活圏に一致させることが、住民にとっても利便性が高く、消防にとっても効率的です。

そこで、消防の管轄区域についても、住民の生活圏の拡大に合わせて広域化させていくことが必要であると考えます。

##### （2）地域間格差の拡大

消防については、消防組織法で「市町村消防の原則」が定められており、住民が安心・安全を実感できるようなサービスを、住民に近い自治体で、効率的・効果的に提供していくことが求められています。

しかしながら、本県には、管轄人口約 90 万人の政令市消防本部から 3 万 3 千人余の小規模消防本部まであり、その人口規模や消防力が大きく異なるため、提供できるサービスの範囲や質に格差が生じています。

そこで、管轄人口 10 万人未満のいわゆる小規模消防本部は、広域化により財政基盤の強化を図る必要があると考えます。

### 3 広域化への視点

以上の広域化の基本原則を踏まえると、広域化対象市町の組合せを考えていく上で、次の四つの視点が重要であると考えます。

#### (1) 管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部の解消

小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分ではないといわれています。

これを克服するためには、市町の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効です。

本県には未だ管轄人口 10 万人未満の消防本部があることから、まず、従来から目標としていて実現できなかつた、管轄人口 10 万人未満の消防本部の解消に努めることが必要であると考えます。

#### (2) 管轄人口「30 万人」に固執しない広域化の枠組み

広域化の規模について「基本指針」では、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、概ね 30 万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしています。

一般論としては、消防本部の規模が大きければ大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましいとされています。国が示した「30 万人」という規模については、広域化の最低基準ですが、消防広域化によるメリットを最大限に活かすためにも、むしろ管轄人口「30 万人」に固執せず、枠組をできるだけ大きく捉えることが必要であると考えます。

#### (3) 長期的展望による消防広域化の取組み

改正後の「基本指針」では、平成 30 年度中に推進計画を策定し、平成 36 年 4 月 1 日までを計画期間として、消防広域化を進めていくよう定められています。

消防指令業務については、指令業務及び管制業務を共同で運用することで、消防指令センターを単独で設置した場合に比べ、消防力の効率的運用や費用の節減効果があることなど、住民サービスの向上や行財政上の効果について多くの有効性が認められるため、指令システムの更新時期を広域化対象の消防本部間で調整することが必要です。

#### (4) 「市町村消防の原則」の維持及び県・市町の役割の明確化

消防については、「市町村消防の原則」が徹底されており、消防組織法が改正され、消防の広域化に関する規定が定められた際にも、その原則は維持されています。

したがって、県内のすべての市町（消防本部）をもって、県内を一つの組合せとして広域化を推進することも可能ですが、その場合であっても、あくまで市町の責務により、住民が安心・安全を実感できるようなサービスを、効率的・効果的に提供していくことが求められています。

すなわち、消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的かつ重要なサービスであるため、市町が不断に取り組んでいかなければならない課題です。

#### 4 広域化対象市町の組合せ

本県では、平成20年3月に東部・中部・西部の3圏域案を内容とする静岡県消防救急広域化推進計画を策定したところですが、平成20年度～22年度当初にかけて、圏域ごとに対象市町による広域化の協議を実施した結果、平成22年6月に東部3本部2指令、中部2本部2指令、西部3本部2指令とする8本部6指令の枠組みとする計画変更が行われました。その後は当該計画に基づいて広域化に取り組んでいるところであり、「Ⅱ3消防の将来の見通し」で示したとおり、一定の進捗が図られました。

今回の改正では、①現行の枠組みで一定の進捗が図られたこと、②平成30年度中に各地区消防長会において広域化に関する協議を行い、現行の枠組みを延長することが妥当であるとの結論が出たことを踏まえ、平成36年4月1日まで現行の枠組み（8消防本部6指令）を延長することとしました。

○ 広域化の枠組み

市町名	現状 (平成 31 年 4 月 1 日現在)	
	消防本部 (広域化時期)	指令 (共同運用 時期)
下田市、南伊豆町、 河津町、西伊豆町、 松崎町	① 下田消防本部 (H25. 4)	①
沼津市、伊東市、伊 豆の国市、伊豆市、 東伊豆町、函南町、 清水町	② 駿東伊豆消防本部 (H28. 4)	② (H28. 2)
三島市、裾野市、長 泉町	③ 富士山南東 消防本部 (H28. 4)	③ (H27. 10)
熱海市	④ 熱海市消防本部	④
富士市	⑤ 富士市消防本部	⑤ (H27. 9)
富士宮市	⑥ 富士宮市消防本部	
御殿場市、小山町	⑦ 御殿場・小山消防本部	⑥
静岡市、島田市、牧 之原市、川根本町、 吉田町	⑧ 静岡市消防局 (H28. 4)	⑦ (H28. 2)
焼津市、藤枝市	⑨ 志太消防本部 (H25. 3)	⑧
掛川市	⑩ 掛川市消防本部	⑨ (H24. 4)
御前崎市	⑪ 御前崎市消防本部	
菊川市	⑫ 菊川市消防本部	
磐田市	⑬ 磐田市消防本部	
袋井市、森町	⑭ 袋井消防本部	
浜松市	⑮ 浜松市消防局	⑩
湖西市	⑯ 湖西市消防本部	⑪
3 5 市町	1 6 消防本部	1 1 指令

広域化推進計画			
消防本部			指令
A1 下田 西伊 豆地 区	A 駿 東 伊 豆 地 区	① 駿東伊豆 地域 (管轄人口： 722, 322 人)	①
A2 駿東 伊豆 地区			
B 三島・裾 野・長泉地 区			
C 熱海市			
② 岳南地域 (管轄人口：379, 169 人)			
③ 御殿場・小山地域 (管轄人口：107, 575 人)			②
④ 静岡地域 (管轄人口：884, 933 人)			③
⑤ 志太地域 (管轄人口：283, 067 人)			④
⑥ 東遠地域 (管轄人口：193, 943 人)			⑤
⑦ 中遠地域 (管轄人口：271, 527 人)			
⑧ 西遠地域 (管轄人口：857, 769 人)			⑥
8 消防本部			6 指令



## IV 消防の広域化を推進するために必要な措置

### 1 広域化対象市町が行うべき事項

#### (1) 「広域消防運営計画」の作成

広域化対象市町は、広域化に当たりそのメリットを十分に発揮するため、消防本部及び署所の配置、組織体制、職員の身分取扱い、通信指令システムの統合、財産及び債務の整理等、様々な調整事項を整理し、「広域化後の円滑な運営を確保するための計画」（以下「広域消防運営計画」という。）を作成することとなっています。

#### (2) 協議機関の設置等

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的かつ重要なサービスであるため、その広域化は当該地域の住民に大きな影響を与えるものです。

そのため、広域化対象市町が「広域消防運営計画」を定めるに当たっては、構成市町の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、コンセンサスの形成に努めることが重要です。その場合、地方自治法上の協議会とすることも有効と考えられています。

また、「広域消防運営計画」の策定に当たっては、現場の消防職員等に情報を開示し、その意見が反映されるようにすることも必要です。

#### (3) 「広域消防運営計画」に掲げる事項

消防組織法では、「広域消防運営計画」には、概ね次の事項を定めるものとしています。

- ① 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ② 消防本部の位置及び名称
- ③ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

このうち、①は本計画のVを、③は同じくVIを踏まえて検討されるべきであると考えます。

また、ここで掲げられたものは、特に重要と思われることの例示であるため、次の(4)、(5)の各項目についても「広域消防運営計画」で定めるべきであると考えます。

#### (4) 広域化の方式の選択

消防の広域化は、具体的には一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることなり、それぞれ次のような利点及び留意点があることから、広域化対象市町においてこれらを十分に考慮した上で、最適な方式を選択し、「広域消防運営計画」に定めることが必要です。

## ①一部事務組合

一部事務組合とは、普通地方公共団体（都道府県、市町村）又は特別区が、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合をいい、主に消防、ごみ処理、し尿処理、火葬場、病院など市町村の区域を越えた広域的な事務処理に活用されています。

消防本部及び消防署の設置により、初期消火、特殊災害対策、予防行政の充実、救急業務の実施等の効果が期待できますが、消防本部及び消防署の整備・維持管理には相当の経費を要するので、小規模市町村においては、これを単独で設けることは困難です。このため、消防庁が小規模市町村における消防の常備化を一部事務組合により積極的に推進してきたことなどから、昭和42年度以降、消防の一部事務組合が著しい増加傾向を示しました。

また、単独で消防本部及び消防署を設置できる市町村においても、一部事務組合により経費の効率化を図り、消防力を一層充実し、あるいは人事の停滞を改善することができます。

費用の分担については、多くの一部事務組合が人口割、世帯割（戸数割）、基準財政需要額割で行っていますが、均等割、面積割等を加味しているところもあります。

一部事務組合で処理する事務の範囲は、消防事務のすべてでも良いし、その一部であっても良いとされています。現在、消防事務全部を処理するものは少なく、消防団の事務を除く消防事務（大半は消防本部及び消防署の事務）を処理するものが多くなっています。また、一定地域の消防事務を一部事務組合で処理することも可能です。

## ②広域連合

広域連合とは、一部事務組合と同様、地方公共団体の組合の一類型であり、普通地方公共団体又は特別区が、その事務で広域的に処理することが適当であると認められるものを総合的かつ計画的に処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合のことをいいます。

広域連合と一部事務組合とは、次の点において異なっており、それが広域連合の特徴でもあります。

ア 広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応できる。

- ・ 広域連合は、構成団体がそれぞれ異なる事務を広域連合で処理する場合も設けることができるが、一部事務組合は、原則として同種の手務を共同処理するために設けられる。

イ 権限移譲の受け皿となることができる。

- ・ 広域連合は、国又は都道府県から直接に権限又は事務の移譲を受けることができるが、一部事務組合はできない。

ウ 広域的な調整が行いやすい。

- ・ 広域連合では、広域計画を作成しなければならない。この広域計画

には、広域連合の処理する事務ばかりでなく、これに関連する構成団体の事務について盛り込むことができる。

- ・ 広域連合は、構成団体に対し規約の変更を要請することができるが、一部事務組合にはこのような規定はない。

エ より民主的な仕組みが採用できる。

- ・ 広域連合の議会の議員及び長の選挙方法は、直接選挙又は間接選挙に限定されるが、一部事務組合には限定がなく、いわゆる充て職が認められる。

<広域連合の選挙方法>

議会の議員の選挙：広域連合の規約で定めるところにより、選挙人の投票又は構成団体の議会において選挙

長の選挙：広域連合の規約で定めるところにより、選挙人の投票又は構成団体の長が選挙

- ・ 広域連合に対しては直接請求を行うことができるが、一部事務組合については、法律に特段の規定はない。

### ③事務委託

事務委託は、普通地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定め、事務の一部の管理、執行を他の普通地方公共団体に委託することをいいます。

委託された事務の管理執行は、専ら委託を受けた普通地方公共団体によって行われ、委託をした普通地方公共団体は、当該事務について管理執行権限を失います。

委託する事務の範囲は、消防事務のすべてでも良いし、その一部であっても構いません。たとえば、救急業務のみを委託するといった、消防事務のうち一定業務の委託も可能であるし、一定地域の消防事務の委託といったことも可能です。

なお、受託に要する経費は、委託する市町村の負担となります。

## (5) 過疎に対する対策の検討

消防は、もともと常備消防と消防団とで組織された体制です。このうち、消防団には、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために重要な役割を果たしています。ところが、社会環境の変化を受け、消防団は消防団員数の減少、被雇用者化、高齢化が進んでいます。

これらの問題が顕著に現れているのが、過疎化している農山村です。過疎化している農山村の消防体制のあり方については、過疎化地域を管轄する市町村には大きな課題となっています。

また、消防の広域化は、現行の消防署所の数を減らさず、消防本部の総務部門や通信指令部門の統合・効率化によって生み出された人員を、現場活動要員の増員や、救急・予防・火災原因調査等の要員への専任化

に人員を振り向けることを目的としていますが、中山間地域の不十分な消防力の強化のために充てることも求められます。

今回の広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではないため、この計画では、消防団そのものの課題については深く掘り下げていません。広域化対象市町が「広域消防運営計画」を定めるに当たっては、各地域の消防力について、消防団を含めた地域住民の消防への関わり、それと常備消防とがどう連携し、地域防災力を強化するのかといった視点での検討も必要であると考えます。

## 2 広域化を推進するための県の体制整備等

本計画に基づく消防広域化の推進のため、本県においては次の取組を行います。

### (1) 「静岡県消防広域化推進本部」の設置

庁内に知事を本部長とする「静岡県消防広域化推進本部」を設置し、広域化対象市町の消防広域化を推進しています。

### (2) 相談体制の整備

消防広域化に当たって生じる課題について、広域化対象市町の行政及び消防関係者からの個別具体の相談に応じます。

また、広域化対象市町の全部又は一部から求めがあったときは、消防組織法第 33 条第 4 項に基づき、市町相互間における必要な調整を行います。

### (3) 広報及び普及啓発

本県の広報活動の活用や消防広域化に関するホームページ開設により、消防広域化の必要性やメリットについて、広く県民及び関係者への情報提供や普及啓発活動を行います。

また、必要に応じてタウンミーティング等への職員派遣を実施します。

### (4) 市町への援助等

国の支援策の充実、財源の確保については、引き続き国に要望していきます。

## 3 広域化を推進するためのスケジュール

本県では「基本指針」に沿い、平成 20 年 3 月に「推進計画」を策定し、平成 22 年 6 月に計画変更を行いました。国の基本指針の期限延長に伴い、平成 36 年 4 月 1 日までを計画期間として、消防広域化を進めていきます。

なお、本計画策定後、実際に広域化の協議が各地域において行われる中で、諸般の情勢の変化により、当初、本計画で定めた組合せ以外の組合せによる広域化の熟度が高まってくることもあり得ます。その場合、当該組合せによる広域化が「基本指針」の趣旨に合致する場合は、あらかじめ関

係市町の意見を聞いた上で、適時適切に本計画を変更します。

## V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本事項

### 1 広域化後の消防の体制整備

消防の広域化が行われても、これに対する出動体制等が十分整備されない結果、部隊運用等が依然として広域化前のレベルに留まり、広域化の効果が十分に発揮できないといった状況が生じないようにする必要があります。

そこで、広域化後の消防においては、消防署所の配置を見直して、その充実に努めるとともに、一元的な組織体制、職員管理、指令業務体制等が行われることが重要です。

また、消防本部と消防署間の連絡・調整や管理・指導の円滑かつ適正な執行を確保するため、消防本部の内部組織として、「消防方面本部」を設置し運用することも有効であると考えます。

さらに、広域化に伴い、一つの消防本部が管轄する面積が広大となった場合、住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長が所掌する事務とすることも重要です。

### 2 構成市町村等間関係

消防の広域化は、一部事務組合若しくは広域連合又は事務委託により行われることから、広域化が進展すると、消防本部と市町村との関係が希薄になる可能性があります。

そこで、広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に、特に注意する必要があります。

### 3 広域化後の消防の体制整備のために考えられる方策

一部事務組合若しくは広域連合又は事務委託については、それぞれ次のような広域化への課題があることから、構成市町村等間において十分に協議の上、可能な限り、一部事務組合若しくは広域連合又は事務委託の規約、規程等において定める必要があります。

法的根拠	組合方式		委託方式
	一部事務組合	広域連合	事務委託
	地方自治法第 284 条第2項	地方自治法第 284 条第3項	地方自治法第 252 条の 14
特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>①構成市町村が基本的に同じ立場で組合運営に参画できる。</li> <li>②組合そのものを運営するための部署が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一部事務組合の特色に加え、国、県から権限委譲を受けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務権限の所在が明確となる。</li> </ul>
広域化への課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>①構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合問うに係るルール作り</li> <li>②市町村消防職員等から、組合消防職員への身分切替え</li> <li>③整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画の策定</li> <li>④部隊運用、指令管制等に関する取決め</li> <li>⑤構成市町村の長(防災・国民保護担当部局)及び消防団長(消防団)との相互連絡、情報共有</li> <li>⑥構成市町村間の迅速な意見調整のための仕組み</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>①委託料に係るルール作り</li> <li>②受託市町村における消防職員の確保</li> <li>③委託市町村の長(防災・国民保護担当部局)及び消防団長(消防団)との相互連絡、情報共有</li> </ul>

## VI 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する消防の広域化の対象とされておらず、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、従来どおり、「消防力の整備指針」に基づき、一市町に一団を置くこととなります。

ところが、消防の広域化は、組合又は事務委託による方式を用いて行われるため、広域化が進展すると、消防本部と構成市町等の消防団との関係が希薄になる恐れがあります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町等の消防団との緊密な連携の確保を図る必要があります。

具体的には、次のような方策が考えられます。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町の消防団と当該構成市町の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

### 2 市町の防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町の防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であるため、消防事務とは密接な関係を持っています。

一方、その業務は、市町内の関係部局・関係機関が多岐にわたるため、市町全体を総合的に調整できる部局（たとえば総務部）で行われることが多くなっています。他方、消防の広域化は、組合又は事務委託による方式を用いて行われるため、広域化が進展すると、消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との関係が希薄になる恐れがあります。

具体的には、次のような方策が考えられます。

- ① 夜間・休日等における市町の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町の長及び危機管理防災担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町等と当該構成市町等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施



- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる 24 時間体制の確保

## Ⅶ 消防の連携・協力に関する事項

### 1 消防の連携・協力についての基本的な考え方

#### (1) 消防をとりまく課題とその対応方策

近年の人口減少の進行、複雑化・多様化する災害等に適切に対応するためには、消防の広域化が最も有効な手段ですが、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現には、なお時間を要する地域もあります。そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能です。

なお、消防の連携・協力の推進期間については、消防の広域化の推進期間と歩調を合わせ、平成36年4月1日までとします。

#### (2) 消防の連携・協力の効果

##### ① 消防の連携・協力の必要性等

消防の連携・協力による効果は、連携・協力を行う消防事務の種類やその方式によって様々です。一般的に、

- ・ 災害対応能力の向上
- ・ 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- ・ 人員の効率的な配置、現場要員の増強（※）
- ・ 消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上（※）

といった効果が考えられます。（（※）の事項については、消防の広域化を行った場合と異なり、その効果は消防の連携・協力を行う消防事務（指令の共同運用における指令業務など）にとどまるものの、当該事務の範囲では十分な効果が得られる。）

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、

- ・ 職員間のつながり、意識の共有
- ・ 広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- ・ 共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

等の消防の広域化を実現していくための下地が作られることとなります。

##### ② 連携・協力を進める上で留意すべき事項

消防の連携・協力を進めるために、次の事項に留意する必要があります。

- ・ 消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であることから、実施することが可能と考えられる分野の消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- ・ 県域を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力についても検討すること。
- ・ 複雑化、多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を

確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ること。

### ③ 消防の連携・協力の推進方策

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町及び県はそれぞれ以下の役割を果たす必要があります。

#### ア 市町の役割

市町は、消防の連携・協力を行おうとするときは、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成します。なお、当該連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めるものが必要です。

- ・ 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- ・ 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法
- ・ 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

市町は、別紙「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、連携・協力実施計画を作成するものとします。

#### イ 県の役割

県は、地域の実情を考慮し、市町の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要があります。

また、県は消防の連携・協力が消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、市町の消防の連携・協力の取組について、広域的な地方公共団体として必要な調整等を行うものとします。

### ④ 消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町において積極的な検討を実施していくことが必要です。

地域における検討の参考となるよう、下のア～カのとおり消防の連携・協力の具体例を示します。なお、消防の連携・協力は、以下の6つの事例以外のもも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となります。

#### ア 指令システムの共同運用

指令システムの共同運用は、既に本県においても多くの消防本部で実施されていますが、消防の広域化を進めるためには、消防の連携・協力の一類型として、究極的には1県1指令を目指して、今後も積極的に出来る限り広域的な運用について検討を進めていく必要があります。指令システムの共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災

害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果があります。

なお、指令システムの共同運用の実施に際しては、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用を併せて行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するもの考えられます。

既に指令システムの共同運用を実施している消防本部も含め、上記のような高度な運用によるより効果的・効率的な部隊運用について検討することが必要です。

このような取組は、市町の消防指令システムの更新時期を把握し、関係機関が緊密に連携しつつ、検討を進めることが有効です。

#### イ 消防用車両の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両については、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化することが可能です。

また、複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できます。

#### ウ 境界付近における消防署所の共同設置

消防本部の管轄の境界付近において複数の消防本部がそれぞれ署所を配置しており、圏域全体で考えると非効率な配置になっている場合があります。こうした場合においては、署所を共同で設置することで、効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することが可能です。これは隣接する消防本部が他県の場合も同様です。

#### エ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要があります。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、違反処理基準等の各種審査基準の整合化、ノウハウの共有、職員の知識・技能の向上を図ることが可能となります。

#### オ 専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることが期待できます。

カ 応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画の見直しや訓練の実施、車両・資機材の配備調整を行うことにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとする事が可能となります。